

【インドネシア】著作権等の登録に関する政府規則について

2020年3月30日

ジェトロ・バンコク事務所

インドネシア政府は、2020年2月26日、著作権等を含む創作物及び商品の登録に関する新たな政府規則（"Government Regulation No.16 of 2020 on Recordation of Creations and Products with Related Rights"）を公布した。同規則は、著作権法第73条、第75条、第77条及び第79条に定める手続きの細則を規定するものであり、2020年2月28日から施行されている。

同政府規則の主な内容は以下のとおりである。

1.登録の対象

著作権及び著作隣接権を含む創作物の登録の所管官庁は法務人権省とし、以下の内容について登録が可能である。

- (1)権利者等の登録
- (2)権利移転の登録
- (3)権利者等の氏名・住所の変更
- (4)登録申請の取下げ
- (5)登録の抹消
- (6)登録抄本の申請

2.申請手続き

上記の登録申請のためには以下の情報を提供しなければならない。

- (1)申請日
- (2)権利者等の氏名、住所、国籍
- (3)対象となる権利・創作物の種別及び題名
- (4)公開日及び公開場所
- (5)登録対象の詳細

情報公開日

2020年3月

URL等

<https://jdih.setneg.go.id/viewpdfperaturan/P18824/Salinan%20PP%20Nomor%2016%20Tahun%202020>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が 2020 年 3 月現在、TMI Associates (Thailand) Co., Ltd. 等より入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。